

- ② 平均賃金に対する支給率
- ③ 母親に対する一時金のみ
- ④ 最高限度額あり
- ⑤ 限度額まで所得に応じた率
- ⑥ 定額及び配偶者に対する付加給付

Social Security Bulletin, November,  
1973, Vol. 36, No. 11, PP. 37~39.

(丸山史朗 沼津社会保険事務所)



### 社会保障こぼれ話

#### ヨーロッパの補足的年金

オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、およびスイスは古く、しかも、自由な社会保障制度をもっている。しかし、これらの国々では、年金受給者のうち $\frac{1}{4}$ 以上の人びとは、所得が全国的な平均を下まわっているので、資力調査を条件とする補足的な給付を受給している。資力調査という用語には、福祉や扶助のもっているような自由や人間の尊厳を傷つける意味を避ける配慮が加えられている。

そのような補足的給付の支給額（単身者）は、平均的な老齢年金に対する比率がオーストリアの45%からスイスの84%にわたっており、夫婦者では、その比率がフィンランドの53%からスイスの100%になっている。このような比率になるのは、部分的には、各国の基本的な年金制度に対する政策の違いによるものである。たとえば、オーストリアの年金は退職直前の所得で算出し、スイスの年金は最低基準の保障だけを企図している。

補足的給付を受給する人びとのうち、大部分の人びとは退職前の所得が低かったので、年金が少ないというよりも、むしろ、かれらは稼得活動時の産業や職業が経済的および技術的な変革の影響をうけた人びとや、新しい社会保障改革に対して十分に資格条件を満たすことのできなかった人びとである。いうなれば、かれらは経過的な段階における受給者で、たとえば、1964—69年の状況をみれば、給付費が減少しており、やがて、受給者は少なくなる。もっとも、給付費の減少しない例もみうけられる。

Max Horlic, Supplementary Security Income for Aged: Foreign Experience, Social Security Bulletin, Vol. 36, No.12, Dec. 1973, pp. 3—12.

(平石長久 社会保障研究所)